

令和 8 年 10 月 9 日 付け公告の内容

この度、北海道帯広市、河西郡中札内村、同郡更別村及び中川郡幕別町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする札内川流域土地改良事業（かんがい排水）を国営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 2 項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により令和 8 年 10 月 21 日までに関係市町村の農業委員会に申し出られたい。

記

- 1 国営札内川流域土地改良事業計画概要書（かんがい排水）
- 2 国営札内川流域土地改良事業（かんがい排水）によって造成される施設の予定管理方法等
- 3 国営札内川流域土地改良事業（かんがい排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

(別紙)

市町村名	字名	地域及び 現況地目	備考
帯広市	愛国町、以平町、幸福町、桜木町、 昭和町、泉町、大正町、中島町	一部の畑	
中札内村	栄、共栄、協和、興和、元更別、 元札内、元大正、上札内、常盤、 新札内、新札内南、新生、西戸蔦、 西札内、中戸蔦、中札内、東戸蔦、 南札内、南常盤	一部の畑	
更別村	弘和、更南、更別、上更別、勢雄	一部の畑	
幕別町	依田、栄、猿別、駒畠、軍岡、古 舞、五位、弘和、糠内、札内みず ほ町、新和、中里、途別、南勢、 美川、明倫	一部の畑	